議案第116号

渋川市公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制 定する。

令和4年11月30日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例 渋川市公文書等の管理に関する条例(令和元年渋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「固定資産評価審査委員会」の次に「、上下水道事業の管理者の権限を行う市長」を加える。

第6条第4項第4号を次のように改める。

(4) 渋川市情報公開条例(平成18年渋川市条例第8号。以下「情報公開条例」という。)第5条の規定による公開請求、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条の規定による開示の請求、同法第90条の規定による訂正の請求若しくは同法第98条の規定による利用停止の請求又は渋川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年渋川市条例第号)第19条の規定による開示の請求、同条例第32条の規定による訂正の請求若しくは同条例第39条の規定による利用停止の請求があったもの当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間

第13条第3項中「個人情報(」の次に「生存する」を、「情報と」の次に「容易に」を加える。

第17条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に改め、同条 第2項及び第3項中「起算して30日以内」を「29日以内」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の渋川市公文書等の管理に関する条例第

6条第4項第4号に規定する請求がされた場合における公文書の保存期間 及び保存期間の満了する日の延長については、なお従前の例による。

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改 止 案 | 現 行 |
|---|---|
| (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理 委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 上下水道事業の管理者の権限を行う市長及び議会をいう。 2~4 (略) | (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理 委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 |
| 第6条 (略) 2・3 (略) 4 実施機関は、次の各号に掲げる公文書については、第1項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、当該各号に定める期間を経過する日までの間、延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存するものとする。(1)~(3) (略) (4) 渋川市情報公開条例(平成18年渋川市条例第8号。以下「情報公開条例」という。)第5条の規定による公開請求、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条の規定による開示の請求、同法第90条の規定による訂正の請求若しくは同法第98条の規定による利用停止の請求又は渋川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年渋川市条例第一号)第19条の規定による開示の請求、同条例第32条の規定による訂正の請求若しくは同条例第39条の規定による利用停止の請求があったもの当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間(5) (略) | 第6条 (略) 2・3 (略) 4 実施機関は、次の各号に掲げる公文書については、第1項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、当該各号に定める期間を経過する日までの間、延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存するものとする。(1)~(3) (略) (4) 渋川市情報公開条例(平成18年渋川市条例第8号。以下「情報公開条例」という。)第5条の規定による公開請求又は渋川市個人情報保護条例(平成18年渋川市条例第9号)第13条第1項の規定による開示の請求、同条例第14条第1項の規定による訂正の請求、同条例第15条第1項の規定による削除の請求若しくは同条例第16条第1項の規定による目の規定による削除の請求があったもの当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間 (5) (略) |
| (歴史的公文書の保存等) 第13条 (略) 2 (略) | (歴史的公文書の保存等) 第13条 (略) 2 (略) 3 市長は、歴史的公文書に個人情報(個人に関する情報であって |

議案第116号参考資料

、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を 識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それ により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をい う。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために 必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(歴史的公文書の利用決定等の期限)

- 第17条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「利用決定等」と 第17条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「利用決定等」と いう。)は、利用請求のあった日から14日以内 に行わなければ ならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっ ては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。
- があるときは、同項に規定する期間を利用請求があった日から29日以内 に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用 請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知 しなければならない。
- であるため、利用請求があった日から29日以内 にその全てにつ いて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ がある場合には、市長は、利用請求に係る歴史的公文書のうち相当の部分 につき当該期間内に利用決定等を行い、残りの歴史的公文書については相 当の期間内に利用決定等を行うものとする。この場合において、市長は、 第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面に より通知しなければならない。

(1) · (2) (略)

、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を 識別することができるもの(他の情報と 照合することができ、それ により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をい う。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために 必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(歴史的公文書の利用決定等の期限)

- いう。)は、利用請求のあった目から起算して15日以内に行わなければ ならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっ ては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由 があるときは、同項に規定する期間を利用請求があった日から起算して3 0日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用 請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知 しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用請求に係る歴史的公文書が著しく大量 3 前2項の規定にかかわらず、利用請求に係る歴史的公文書が著しく大量 であるため、利用請求があった日から起算して30日以内にその全てにつ いて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ がある場合には、市長は、利用請求に係る歴史的公文書のうち相当の部分 につき当該期間内に利用決定等を行い、残りの歴史的公文書については相 当の期間内に利用決定等を行うものとする。この場合において、市長は、 第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面に より通知しなければならない。

(1) • (2) (略)